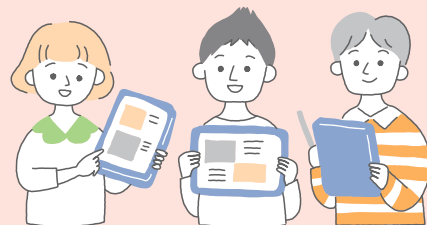


会津美里町こども計画

概要版



基本理念

家庭・地域がつながり、
こども・若者の思いと権利を尊重し、
やりたいが実現できるまち



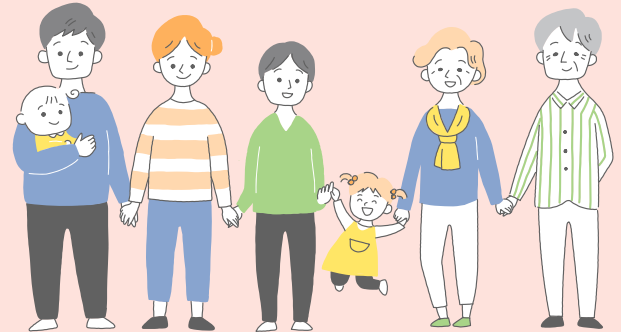
令和7年3月
会津美里町

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、「こども基本法」を制定するとともに、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざしています。

本町においても、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、これまでの「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を見直し、新たに「会津美里町こども計画」を策定します。

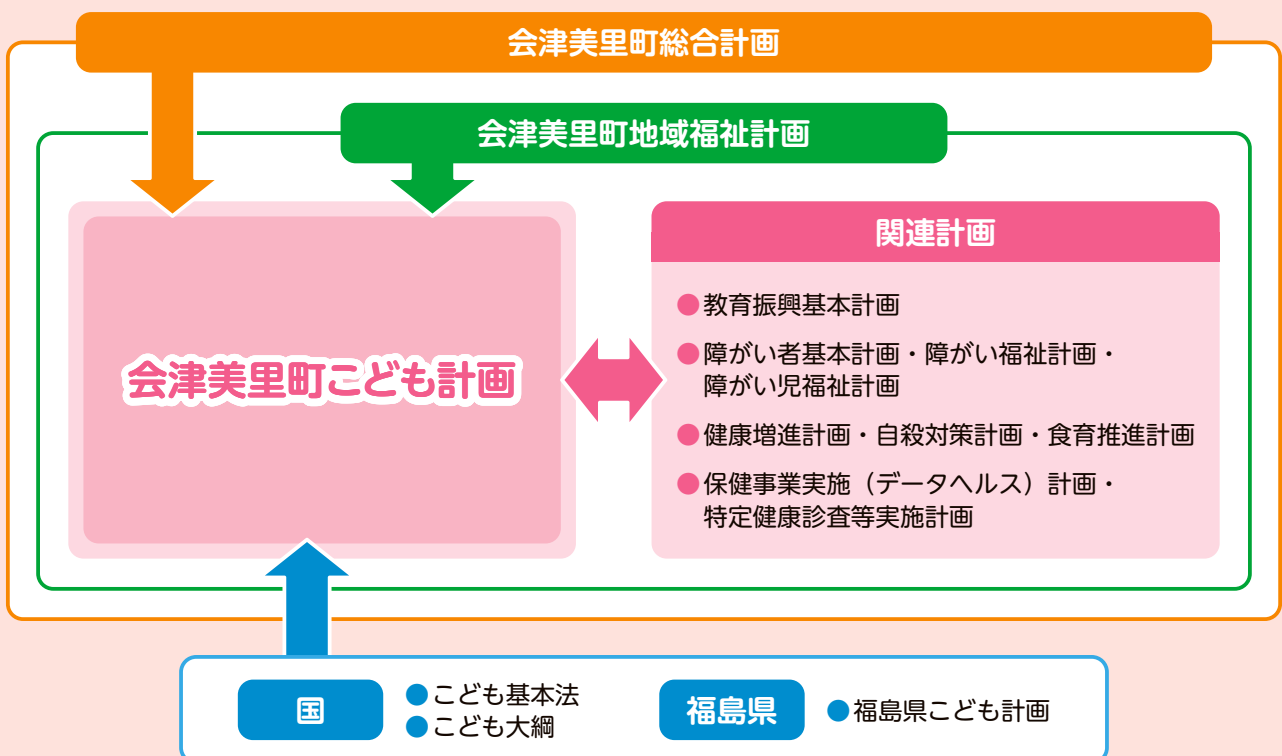


2 計画の位置づけと期間

本計画は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（ウェルビーイング）を実現していくための計画であり、「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」「市町村におけるこどもの貧困対策計画」を包含した計画です。

計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和8年度末に町民へのアンケート調査を実施するとともに、必要に応じて令和9年度に本計画の中間評価・見直しを行います。

計画の位置づけ



こども・子育て支援に関する視点

1 こども・若者の居場所づくりの充実

地域との連携を強化しながら、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、多様な世代が利用できる居場所づくりが必要です。

2 こども・子育て当事者の健康づくり

親も子も身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための基礎となる心身の健康維持に取り組むため、母子保健事業の更なる充実を図ることが重要です。

3 行政や地域で支える子育て支援の充実

相談窓口など地域における包括的な支援体制の整備を進めつつ、子ども・子育て支援法の改正やサービス需要も踏まえ、必要な資源の確保や新たな支援策についても整備していくことが必要です。

4 こども・子育て家庭の状況に応じた必要な支援の展開

一人ひとりのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するため、支援が必要な家庭を早期に把握し、支援制度や専門相談へつなげていくことが重要です。

5 若者の希望を叶えられる地域づくりの推進

こども・若者が自分らしく、幸せに成長していくために、こどもたちの意見やニーズを把握しながら、主体的に学び・体験する機会を提供するとともに、生活基盤を支えていくことが必要です。

計画の基本的な考え方

基本 理念

家庭・地域がつながり、こども・若者の思いと権利を尊重し、
やりたいが実現できるまち

ライフステージ

基本施策

ライフステージ共通の 取り組み

- 1 こどもの意見や権利の尊重
- 2 こども・若者の居場所づくりと相談体制の充実
- 3 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- 5 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取り組み
- 6 こども施策のDX推進

こどもの誕生前から 乳幼児期の取り組み

- 1 母子の健康の保持及び増進
- 2 認定こども園等における保育サービスの充実
- 3 地域における子育て支援サービスの充実
- 4 子育てを支援する生活環境の整備

学童期の取り組み

- 1 学校・地域における教育環境の整備
- 2 こころと体のケアの充実

青年期の取り組み

- 1 就労・社会参画への支援
- 2 出会いの場・結婚への支援



施策の展開

基本施策 1 こどもの意見や権利の尊重

令和5年4月に施行された「こども基本法」の周知啓発を図り、こどもや大人が権利について知り、こども自身が意思表示したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。

基本施策 2 こども・若者の居場所づくりと相談体制の充実

全てのこども・若者が安心して過ごしたり学んだりすることができる居場所づくりと、こども・若者がいつでも相談できる体制の充実を図ります。

基本施策 3 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心してこどもを産み育てることができるよう、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給に務め、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

基本施策 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。

基本施策 5 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取り組み

行政・地域・民間団体が連携しながら、困難な状況にあるこども・子育て世帯を誰一人取り残さず、早期に個々の特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

基本施策 6 こども施策のDX推進

子育て家庭やこども・子育てに関わる方々の負担軽減に向け、様々な場面においてデジタル技術を活用し、こども政策の質の向上を図っていくことが重要です。

Point 計画の基本的な視点

施策の推進にあたっては、以下の3つの視点を基本として、行政において計画を推進するとともに、住民一人ひとりや関係団体・機関等と連携を図りながら、施策の具現化に努めていくことが重要です。

親の視点



こどもの視点



地域の視点



基本施策 1 母子の健康の保持及び増進

妊娠期からの各種健診を通じて母子及び児童の健康状態の把握と、疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。

基本施策 2 認定こども園等における保育サービスの充実

町の資源を活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。

基本施策 3 地域における子育て支援サービスの充実

誰一人取り残さず、抱える不安を取り除くため、令和7年4月に設置する「こども家庭センター」を中心に妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

こどもたちや子育て家庭が、社会や地域で孤立することなく、様々な交流や遊びの場に参加できるよう、地域全体で子育てを見守り、安心して生活できる環境の整備に取り組みます。

基本施策 1 学校・地域における教育環境の整備

全てのこども・若者の学びを保障するとともに、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、能力や適性に応じた進路実現に向け、基礎的学力の向上や多様な交流や体験の機会を提供します。

基本施策 2 こころと体のケアの充実

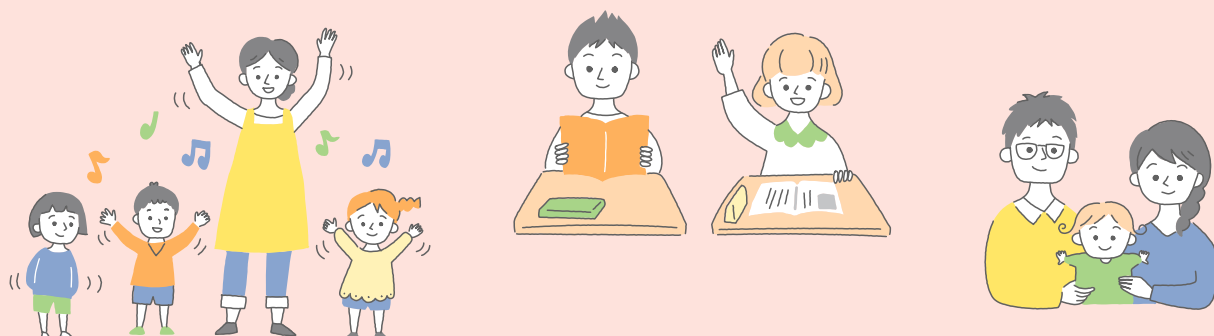
こどもたちが学校や地域の中で健やかに成長していくことができるよう、日常生活における様々な不安や悩み事に関する相談支援や児童・生徒一人ひとりに適した学習支援を行います。

基本施策 1 就労・社会参画への支援

若者世代が意見や考えを述べ社会づくりに参画できる機会の確保に努め、こども等の視点を尊重し、「住み続けたいと思えるまちづくり」を推進します。

基本施策 2 出会いの場・結婚への支援

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済支援を行います。



子ども・子育て支援事業の展開

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本町の区域設定については、各地域のこどもの数や地理的、社会的条件等を踏まえ、全地域を一体として「教育・保育提供区域」とします。

■ 教育・保育事業の認定区分

教育・保育事業を利用する際には、保護者の申請を受けた市町村がこどもの年齢や保護者の就労状況等により、3つの区分から認定を行い、幼稚園や保育所、こども園などの施設の利用先を決定します。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども（保育の必要性なし）	幼稚園／認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所／認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所／認定こども園／地域型保育
こども誰でも通園制度	満3歳未満で月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所等を利用することが可能	保育所／認定こども園／地域型保育

■ 地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業内容
延長保育事業	保育所や認定こども園において、開所時間を延長して児童を保育する事業
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する事業（放課後児童クラブ）
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて児童養護施設等に入所し、必要な保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て支援拠点施設において、地域の子育て中の交流促進や育児相談等を行う事業
一時預かり事業	家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、認定こども園や子育て支援センターで一時的に預かり、必要な保護を行う事業
病児保育事業	病気の回復期において、集団保育を受けることが困難なこどもを預かる事業
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の家庭を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業
妊産婦健診事業	妊婦が医師や助産師等の専門家のアドバイスを受けて、積極的に健康管理に取り組むために行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談等を行う事業
利用者支援事業	教育・保育、保健その他の子育て支援の情報提供を行うとともに、必要に応じて保護者等からの相談・助言等を行い、関係機関等との連絡調整等を行う事業
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業
子育て世帯訪問支援事業	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業

1 教育・保育事業のニーズ量の見込みと確保の内容

1号認定	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	42	39	38	36	35
確保の内容	人/年	75	75	75	75	75
教育・保育施設	人/年	75	75	75	75	75

2号認定	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	247	229	225	210	206
確保の内容	人/年	258	258	258	258	258
教育・保育施設	人/年	258	258	258	258	258

3号認定（0歳）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	51	49	47	45	44
確保の内容	人/年	58	58	58	58	58
教育・保育施設	人/年	58	58	58	58	58
地域型保育事業	人/年	0	0	0	0	0

3号認定（1歳）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	67	71	67	64	62
確保の内容	人/年	81	81	81	81	81
教育・保育施設	人/年	81	81	81	81	81
地域型保育事業	人/年	0	0	0	0	0

3号認定（2歳）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	71	66	70	66	64
確保の内容	人/年	103	103	103	103	103
教育・保育施設	人/年	103	103	103	103	103
地域型保育事業	人/年	0	0	0	0	0

こども誰でも通園制度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人	—	40	40	40	40
0歳児	延人	—	0	0	0	0
1歳児	延人	—	20	20	20	20
2歳児	延人	—	20	20	20	20
確保の内容	延人	—	40	40	40	40
0歳児	延人	—	0	0	0	0
1歳児	延人	—	20	20	20	20
2歳児	延人	—	20	20	20	20

2 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業	人/年	330	314	309	291	284
放課後児童健全育成事業	人/年	356	334	309	294	274
子育て短期支援事業	人/年	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	人/年	3,932	3,741	3,685	3,478	3,382
一時預かり事業	人/年	240	228	225	211	206
病児保育事業	人/年	455	433	426	402	391
子育て援助活動支援事業	人/年	145	137	130	123	117
妊産婦健診事業	人/年	74	70	68	65	63
乳児家庭全戸訪問事業	人/年	74	70	68	65	63
養育支援訪問事業	延人	30	30	30	30	30
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1
産後ケア事業	延人	2	2	2	2	2
子育て世帯訪問支援事業	延人	30	28	26	24	22
児童育成支援拠点事業	関係機関と連携して今後の対応について検討します。					
親子関係形成支援事業	人	10	10	8	8	8

今後の量の見込みに対応する提供体制の確保を進めつつ、更なるニーズに対応できるよう、事業の充実を図ります。

その他の事業の方向性

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業については、低所得世帯に対し、認定こども園等の実費徴収がある場合など、補足給付が出来る事業となっており、該当者はいませんが、発生した場合に対応出来るよう整備を進めていきます。
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入や多様な事業者の能力の活用が必要となる場合に備え、整備を進めていきます。
- ・子どもを守るための地域ネットワーク強化事業については、要保護児童対策調整機関と関係機関の連携を強化し、ネットワークの体制整備や児童虐待に対応する職員の専門性を向上し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図ります。

会津美里町こども計画【概要版】

発行：令和7年3月／会津美里町

編集：健康ふくし課

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

TEL：0242-55-1145 FAX：0242-55-1189

<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/index.html>